（別紙）難病法公費にかかるQ&A（介護）

2015.01.23 国保中央会介護保険課作成

※この Q&A は、複数の国保連合会から本会に寄せられた難病法公費（介護関係）に係る照

会事項を取り纏めたものであり、回答については、今般厚生労働省へ確認済みであります。

（契約）

Q1：難病法公費に係る介護保険の審査支払委託契約は、政令市・中核市とも締結する必要

があるか。

A1：難病法公費は都道府県が実施主体となるため、国保連は都道府県と審査支払委託契約

を締結し、政令市・中核市と別途契約を締結する必要はない。

（対象サービス）

Q2：難病法公費の給付対象となるサービスについて。

A2：訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、医療機関の介護

予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、介護療養施

設サービス（食費・居住費は給付対象外）

（自己負担上限額）

Q3：自己負担上限額とは、どのようなものか。

A3：自己負担上限額は、所得や治療状況に応じて設定された月あたり負担上限額のことで

あり、入院・入院外を問わず、複数の指定医療機関（薬局、訪問看護ステーション等を含む。）

で支払われたすべての自己負担額を合算する。

（注）病院、診療所における受療以外に、薬局での保険調剤、医療保険における訪問看護ステーションが行う訪問看護及

び介護保険における訪問看護等が含まれる。

Q4：自己負担上限額はどこに記載されているのか。

A4：都道府県より発行された「医療受給者証」及び「自己負担上限額管理票」の月額自己

負担上限額欄に記載されている。

（自己負担額の徴収）

Q5：自己負担額（本人負担額）として徴収すべき金額について。

A5：介護保険における利用者負担割合の範囲内において、他機関を含めた月間の自己負担

徴収額の累積が自己負担上限額に満つるまで徴収する。

（介護給付費請求明細書の記載方法）

Q6：介護給付費請求明細書の記載方法について

A6：記載方法は以下のパターンが想定される。

（例 1）自己負担上限額が10,000 円の利用者で、他機関を含めたそれまでの徴収済額の累

積が9,000 円の場合で、当該介護事業所の利用者負担額（1 割）が500 円の場合

→500 円を徴収し、自己負担上限額管理票に今回の自己負担額を500 円と記載する。

この場合、介護報酬の請求において公費請求額は発生しないが、公費分本人負担額（500 円）

は発生するので、記載要領に従い、公費に係る情報（負担者番号、受給者番号、公費給付率、

公費対象単位数等）を記載し、公費請求額0 円、公費分本人負担額500 円として請求する。

（例 2）自己負担上限額が10,000 円の利用者で、他機関を含めたそれまでの徴収済額の累

積が9,700 円の場合で、当該介護事業所の利用者負担額（1 割）が500 円の場合

→300 円を徴収し、自己負担上限額管理票に今回の自己負担額を300 円と記載する。

この場合、介護報酬の請求において公費請求額200 円が発生するので、公費に係る情報（負

担者番号、受給者番号、公費給付率、公費対象単位数等）を記載し、公費請求額200 円、

公費分本人負担額300 円として請求する。

（自己負担上限額管理票における端数整理）

Q7：徴収した自己負担額に10 円未満の端数がある場合の取扱いについて。

A7：徴収した自己負担額に10 円未満の端数がある場合、自己負担上限額管理票においては

四捨五入した額を自己負担額の欄に記載する。

（例）自己負担額として 505 円を徴収した場合、自己負担上限額管理票の自己負担額欄に

は、四捨五入した金額（510 円）を記載することとし、介護給付費請求明細書においては、

記載要領に従い計算された金額（505 円）を自己負担額（公費分本人負担額）として記載す

る。

≪参考資料≫

Q2：

○平成 26 年12 月24 日厚生労働省老健局介護保険計画課長老人保健課長、老介発1224 第2 号老介発第1 号「介護給付

費請求書等の記載要領について等の一部改正について」別表2

○平成26 年12 月26 日厚生労働省老健局介護保険計画課振興課 老人保健課事務連絡「介護保険事務処理システム変更

に係る参考資料の送付について」Ⅳ-資料11「サービス種類と適用可能公費の関係」

Q3～7：

○平成 26 年12 月22 日厚生労働省健康局疾病対策課事務連絡「特定医療費に係る自己負担上限額管理票等の記載方法に

ついて」\_\_